資料３－２

評価結果（案）の変更事項

		変更前	変更後
財務	Ｐ．２６ 【評価にあたっての意見、指摘事項】 ２つ目	・不適正な会計処理防止の取り組み ⇒　コンプライアンスについては、時代の流れとして従前以上に配慮していくべきであるので、適正処理に関する内部チェック体制を構築する必要がある。 　コンプライアンス推進責任者及び副責任者を設置したのであれば、今後は、部局における競争的資金等の管理・執行が適切に行われているか等をモニタリングした結果や改善内容があれば、研修等でフィードバックしていくことが望ましい。	・不適正な会計処理防止の取り組み ⇒　競争的資金等公的研究費の適正な管理・使用のため、名古屋市立大学では、最高管理責任者として理事長を充てているところ、平成26年2月に文部科学省が「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」を改正し、それを受けて各部局にコンプライアンス推進責任者と副責任者を置くこととした。これを受け、今後は、部局における競争的資金等の管理・執行が適切に行われているかをモニタリングした結果や改善内容を研修等でフィードバックしていくことが望ましい。
業務運営	Ｐ．３１ 【評価にあたっての意見、指摘事項】 ※項目追加	（新規）	・業務上の事故防止 ⇒　業務上の事故防止のために、業務の適正性確保に関するさらなる内部統制を早急かつ適切に構築する必要がある。 　特に、財務におけるすべての経費の管理・執行に関わることには、十分な注意を払い、これらを適正に行うためのマニュアルの充実・徹底やチェック体制の強化などを図るとともに、教員・事務職員すべての意識レベルに及ぶ改革を実施することが望ましい。

	Ｐ．３１ 【評価にあたっての意見、指摘事項】 ２つ目	**・研究不正の防止** ⇒　研究不正防止のため、研究科長・学部長に対し説明会またはｅラーニングを受講させることを義務付け、高い参加率を得たことは評価される。昨今、世間からの注目も高く、レピュテーショナルリスク（風評リスク）もあり、徹底して対応することが肝要である。 　また、研究倫理について**、厚生労働省や文部科学省からのガイドラインにより規制が厳しくなっているため、**通常の研究不正防止の取り組みに加え、しっかりした体制を組んで倫理審査を実施する必要がある。	**・研究不正の防止** ⇒　研究不正防止のため、研究科長・学部長に対し説明会またはｅラーニングを受講させることを義務付け、高い参加率を得たことは評価される。昨今、世間からの注目も高く、レピュテーショナルリスク（風評リスク）もあり、徹底して対応することが肝要である。 　また、研究倫理について**は、近年、問題が多様かつ深刻化し、厚生労働省や文部科学省からのガイドラインによる規制も大きく変化しており、**通常の研究不正防止の取り組みに加え、しっかりした体制を組んで倫理審査を実施する必要がある。